

日立市コミュニティ活動推進行動計画

「コミュニティ活動を中心とした支え合いのまち ひたち」

～共助の再構築により、10年先、20年先も持続可能なコミュニティを目指す～



日 立 市

日立市コミュニティ推進協議会

目 次

第1章 行動計画策定の基本事項

1	第2次提言の趣旨	1
2	第2次提言を受けての行動計画の策定	3
3	行動計画における重点事項	6
4	行動計画の位置付け	7
5	行動計画の推進期間	8

第2章 計画の推進事項

1	推進事項一覧及び工程	9
2	具体的な取組事項	13

第3章 参考資料

1	第2次「日立市コミュニティ活動の在り方検討委員会」提言書（抜粋）	49
2	策定経過	51
3	日立市コミュニティ推進協議会役員名簿	52
4	関係課所長会議設置要綱	53
5	関係課所長会議名簿	54

第1章 行動計画策定の基本事項

1 第2次提言の趣旨

全国的な高齢化や市民意識の多様化などを背景に、これまでコミュニティ活動を支えてきた自治会・町内会の解散や未加入世帯の増加により、コミュニティ活動への影響が懸念されるようになりました。

このような状況から、平成23年には、コミュニティ自治の確立や協働の推進などに向けた取組が盛り込まれた「行政とコミュニティ活動のあり方検討委員会提言書」が市に提出され、提案された43項目の具体策の実現に向けて、コミュニティと市で協働しながら取り組んできたところです。

しかし、その後も様々な社会環境の変化が急速に進み、改めて課題が深刻化したことから、新しい時代に合った活動の在り方を検討するため、第2次「日立市コミュニティ活動の在り方検討委員会」が令和2年1月に設置されました。

検討委員会では、日立市ならではの資源といえるコミュニティ活動の経験と実績を踏まえながら、コミュニティの組織・活動・意識の在り方について検討が重ねられ、令和3年3月、持続可能なコミュニティ活動の指針となる提言書が市に提出されました。

提言書には、地域住民にとって魅力あるコミュニティ活動の在り方について、その目指すべき姿である基本方針とそれを実現するための3つの提言などが示されています。

基本方針

「コミュニティ活動を中心とした支え合いのまち ひたち」

～共助の再構築により10年先、20年先も持続可能なコミュニティを目指す～

提言Ⅰ 新たな時代にふさわしいコミュニティ組織

～ 市民に頼りにされるコミュニティ組織へ ～

- 1 新たな組織づくり
- 2 自治会・町内会との支え合い
- 3 各種団体との協力体制の構築
- 4 市との協働体制の強化

提言Ⅱ 市民が求めるコミュニティ活動

～ 誰もが活躍できるコミュニティ活動へ ～

- 1 活動分野の選択
- 2 目指す活動の明確化
- 3 活動に対する優遇措置

提言Ⅲ 市民意識の醸成

～ 向こう三軒両隣の復活へ ～

- 1 新たな活動機会の創出
- 2 若者や子育て世代との共創
- 3 顔が見える関係づくり

また、提言においては、市と日立市コミュニティ推進協議会が引き続き協議・検討しながら、提案の実現に向けて取り組んでいくことが望まれているほか、その際には、これまでのコミュニティ活動の課題解決の取組の中には、まだ十分な効果が得られていないものや、一定の効果はあったものの引き続き取り組んでいくべきものがあるとの指摘もされています。

2 第2次提言を受けての行動計画の策定

(1) 第2次提言と行動計画の関係

行動計画は、提言の基本方針である「コミュニティ活動を中心とした支え合いのまち ひたち」を目指すための具体的な方法をまとめたものです。

提言書において市のかかわりの強化が必要とされている、自治会・町内会の解散、退会や未組織による加入率低下への対応、見守り活動などの地域福祉活動やいつ起こるか分からない災害への対応などについては、特に重要な事項として積極的に取り組み、持続可能なコミュニティを目指します。

また、行動計画の策定に当たっては、課題解決等のために取り組む推進事項のほか、市の各種計画と本計画の関連付けや、それぞれの推進事項の進捗管理と評価、その後の改善へのフィードバックなども網羅し、計画全体を循環させながら進めることとします。

(2) 行動計画策定の視点

行動計画の策定に当たっては、目指す姿を実現するために対応しなければならない課題解決の方向性を「取組の視点」とし、この視点に基づいて推進事項を設定することにより、方向性を明確にしながら、より効果的に計画を進めていきます。

取組の視点 1 組織・活動の活性化・透明化

持続可能な組織や活動とするための点検や見直しを行い、その結果を適切に反映させることにより、スムーズな世代交代、住民にとって魅力的な活動の選定や透明性のある組織づくりを行う。

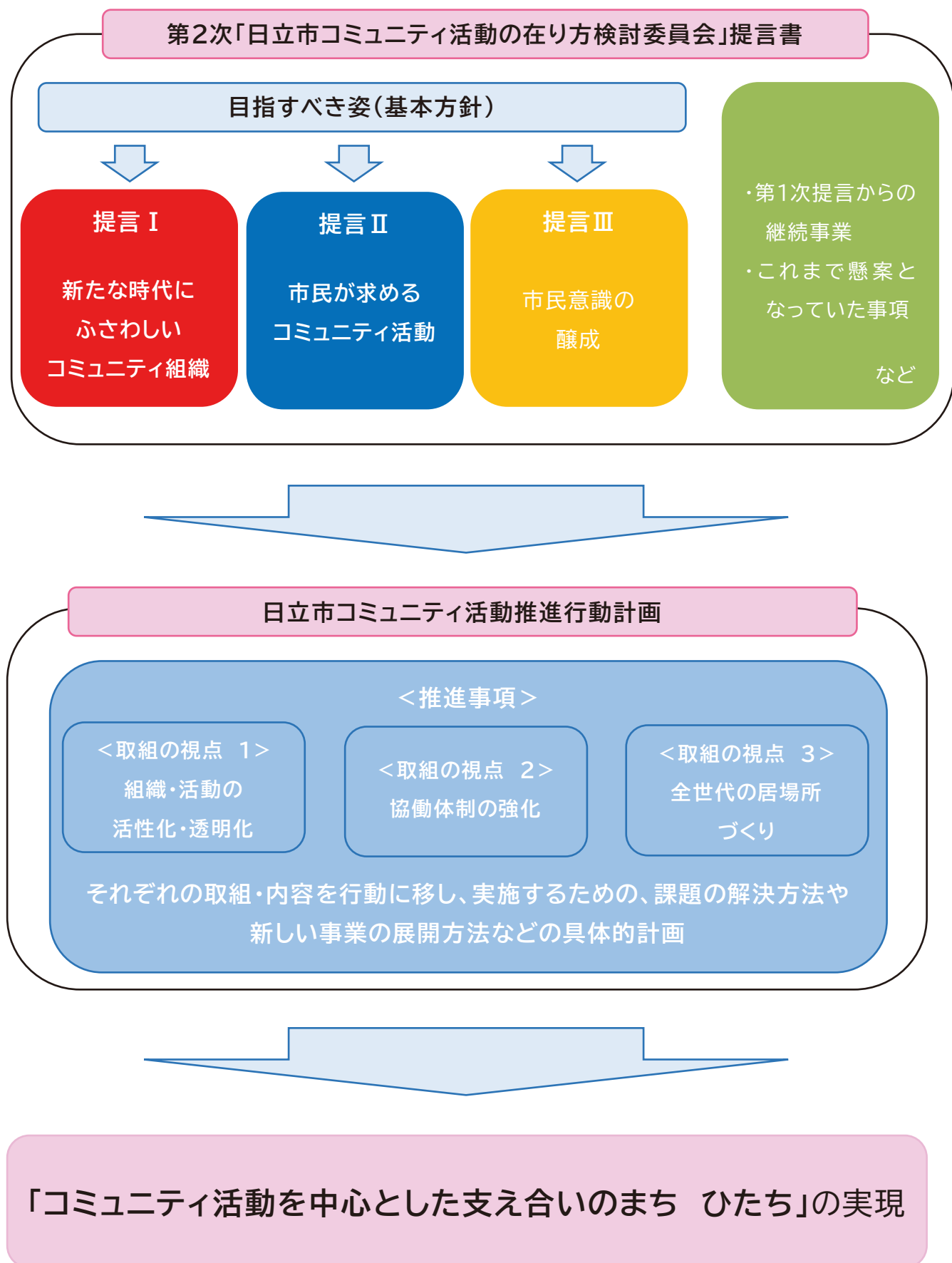
取組の視点 2 協働体制の強化

市とコミュニティが連携・協力する事業について、事業内容の点検や見直しによる適切な協働の形態(事業の主体性)の判断を行うほか、新たな地域課題の解決に向けた市とコミュニティの協働体制を強化する。

取組の視点 3 全世代の居場所づくり

地域への愛着やまちづくり・地域づくりに自分がかかわっているといた当事者意識などのいわゆるシビックプライドを高めるための地域の居場所として、ICTを活用した新たなつながりや、若者や子育て世代など誰もが気軽に立ち寄れるよりどころを創出する。

(3) イメージ図



3 行動計画における重点事項

取組の視点ごとの**重点事項**は次のとおりです。

取組の視点 1 組織・活動の活性化・透明化

コミュニティ持続のための**新たな人材の発掘**

子どもたちの**コミュニティを学ぶ環境の整備**

コミュニティで取り組んでいる**活動の再点検**

コミュニティ**憲章の策定**

コミュニティ**プランの改訂**

コミュニティ**マップの改訂**

脱炭素社会に向けた全世代型**コミュニティ環境活動の充実**

コミュニティ活動**アプリポイント制の導入**

取組の視点 2 協働体制の強化

地域のつながり向上の取組

コミュニティが行う**地域福祉活動の推進**

個別避難計画による避難行動**要支援者支援の強化**

(仮称)まちづくり**コーディネーターの配置とソーシャルデザインセンター設置の検討**

取組の視点 3 全世代の居場所づくり

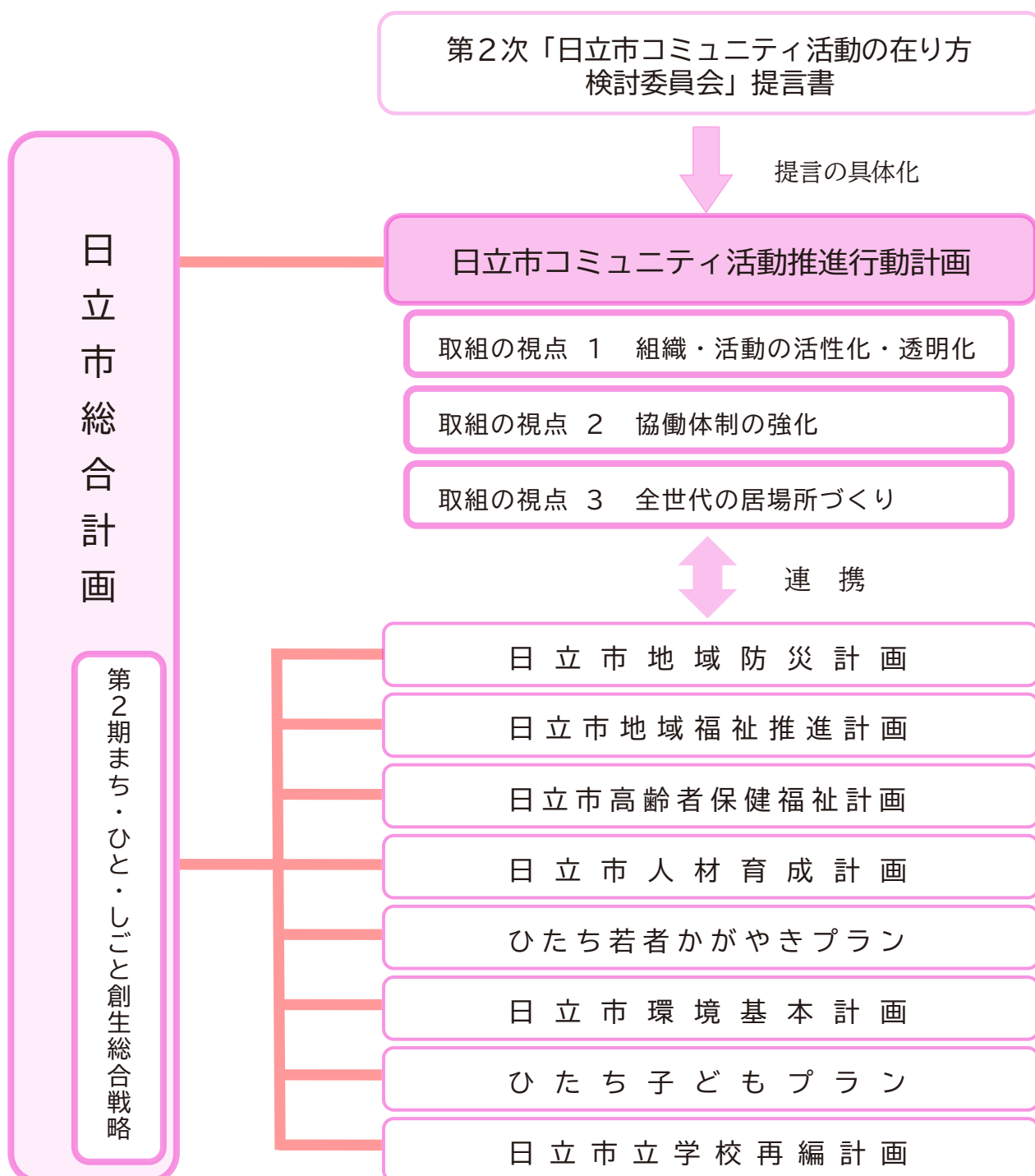
フリースペースや学習室の設置

I C Tを活用した**高齢者のつながり**の創出

デジタル化の推進

4 行動計画の位置付け

日立市総合計画の個別計画として位置付けるとともに、市の他の個別計画（日立市地域防災計画、日立市地域福祉計画、ひたち若者かがやきプラン、日立市環境基本計画など）との連携を図ります。



5 行動計画の推進期間

令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

計画期間を2期に分け、まずは前期の5年間（令和4年度から令和8年度まで）で全35項目の取組に着手することとし、毎年、進捗状況の評価を行い、ブラッシュアップしながら取組を進めます。

後期の5年間（令和9年度から令和13年度まで）の計画については、前期計画の最終年である令和8年度に改めて策定します。

なお、取組の進捗状況の評価や改善、行動計画の策定については、日立市コミュニティ推進協議会及び庁内関係課所長会議で行うこととします。

【計画の推進期間】

年度 推進内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
取組推進	先行 →	前期 →					後期 →				
評価・改善		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
計画策定						後期策定 →				次期計画の 検討 →	次期前期 策定 →

【計画の推進イメージ】



第2章 計画の推進事項

1 推進事項一覧及び工程

推進事項	提言との関連性			担当課
	提言Ⅰ 組織づくり	提言Ⅱ 活躍の場	提言Ⅲ 意識醸成	
1 組織・活動の活性化・透明化		◎ 特に関連が強いもの ○ 関連があるもの		
1 【重点】コミュニティ持続のための新たな人材の発掘	◎			コミュニティ推進課
2 【重点】子どもたちのコミュニティを学ぶ環境の整備	◎		○	コミュニティ推進課
3 【重点】コミュニティで取り組んでいる活動の再点検	○	◎		コミュニティ推進課
4 【重点】コミュニティ憲章の策定	○	◎		コミュニティ推進課
5 【重点】コミュニティプランの改訂	○	◎		コミュニティ推進課
6 【重点】コミュニティマップの改訂	○	◎		コミュニティ推進課、 郷土博物館
7 【重点】脱炭素社会に向けた全世代型コミュニティ環境活動の充実		◎		コミュニティ推進課
8 【重点】コミュニティ活動アプリポイント制の導入			◎	デジタル推進課、 コミュニティ推進課、 生涯学習課
9 コミュニティ活動参加者のスキルアップ等支援	◎			コミュニティ推進課、 デジタル推進課、 人事課
10 会計処理方法等の統一及び財政強化策の検討	◎			コミュニティ推進課
11 地域とともにある学校づくりの推進（コミュニティスクールの推進）	◎			指導課、 生涯学習課、 学校再編課
12 NPO・ボランティア団体等との連携の強化	◎			コミュニティ推進課
13 コミュニティ活動等に関する広報の充実	○	◎	○	コミュニティ推進課、 シティプロモーション 推進課、デジタル推進課
14 コミュニティ活動事例集の作成	○	○	◎	コミュニティ推進課

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		実施			前期計画の検証、 後期計画の策定
		実施			
		実施			
		実施			
		実施			
		実施			
		実施			
準備		実施			
		実施			
		実施			
		実施			
		実施			
		実施			
準備		実施			

1 推進事項一覧及び工程

推進事項	提言との関連性			担当課
	提言Ⅰ 組織づくり	提言Ⅱ 活躍の場	提言Ⅲ 意識醸成	
2 協働体制の強化		◎ 特に関連が強いもの ○ 関連があるもの		
15 【重点】 地域のつながり向上の取組	◎		○	コミュニティ推進課
16 【重点】 コミュニティが行う地域福祉活動の推進	○	◎	○	社会福祉課
17 【重点】 個別避難計画による避難行動要支援者支援の強化	○	◎		社会福祉課、防災対策課
18 【重点】 (仮称) まちづくりコーディネーターの配置とソーシャルデザインセンター設置の検討	◎			コミュニティ推進課
19 市職員の積極的な地域活動への参画	◎			人事課、 コミュニティ推進課
20 ボランティア募集アプリの構築	◎		○	デジタル推進課、 コミュニティ推進課
21 市報の新たな配布方式の定着	◎			広報戦略課
22 ごみ等収集システムの見直し	◎			リサイクル推進課、 清掃センター
23 防犯灯の市への移管及び新たな管理体制づくり	◎			交通防犯課
24 不法投棄防止策の推進	◎			清掃センター
25 地域公共交通の充実	◎			都市政策課
26 街区公園等の維持管理の推進	◎			都市整備課
27 有償ボランティアの検討	○	◎		コミュニティ推進課
28 自主防災組織活動の活性化	○		◎	防災対策課、 コミュニティ推進課
3 全世代の居場所づくり		◎ 特に関連が強いもの ○ 関連があるもの		
29 【重点】 フリースペースや学習室の設置			◎	コミュニティ推進課
30 【重点】 ICTを活用した高齢者のつながりの創出			◎	高齢福祉課、 コミュニティ推進課
31 【重点】 デジタル化の推進			◎	デジタル推進課、 コミュニティ推進課
32 大学生との関係づくり支援	◎		○	政策企画課、 コミュニティ推進課
33 コミュニティへの若者参画促進			◎	女性若者支援課
34 子育て世代の相談機会の充実			◎	子育て支援課
35 交流センター施設予約方法の変更			◎	コミュニティ推進課、 デジタル推進課

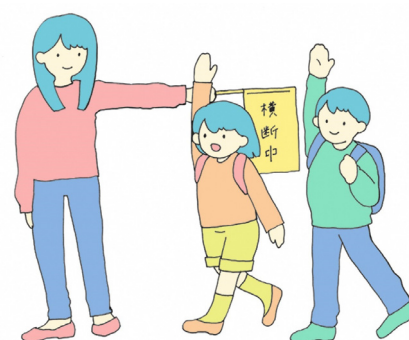
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		実施			前期計画の検証、後期計画の策定
		実施			
	準備		実施		
	準備		実施		
		実施			
	準備		実施		
		実施			
	準備		実施		
		実施			
		実施			
		実施			
		実施			
		実施			
	準備		実施		
		実施			
		実施			前期計画の検証、後期計画の策定
		実施			
		実施			
		実施			
		実施			
		実施			
		実施			
	準備		実施		

2 具体的な取組事項

推進事項 No. 1		【重点】コミュニティ持続のための新たな人材の発掘	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		持続可能な組織とするために、人材の発掘と育成を行い、スムーズな世代交代が可能となるようなメンバーが循環する仕組みが必要である。	
推進内容	具体の行動	特定の人に依存しすぎることのないように、人材の発掘・育成や世代交代による役員負担の平準化、役員経験者が組織内に残ったまま次の世代にバトンをつなぐ仕組みとして、役員の選考基準明確化、期数制限や定年制などを導入することによって、自治会・町内会に限らない全住民を対象とした持続可能な循環型の組織体制を構築する。	
	年度別行動計画	令和4年度	<p>◆コミュニティ推進協議会内への検討委員会の設置 (委員会での検討事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の期数制限や定年制等 ・ 会則への役員の期数制限や定年制について定めるためのガイドラインの作成 ・ 経験を次の世代に受け継ぐための、役員退任者による顧問会議の創設 ・ 人材を育成するための、段階的にスキルアップする人づくりスキーム（担当者→事務局長、副会長→会長など） ・ 自治会・町内会に限らず幅広い団体から役員を選出する方法 ・ 女性リーダー育成のため、役員への女性登用率の設定
		令和5年度 ～ 令和8年度	<p>◆検討結果に基づく選考や規定の改正等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 透明性を高めるため、役員の選考基準や選考過程、選考結果をホームページや広報紙で公開 ・ 総会等のZ o o mや動画配信による公開

推進事項 No.2		【重点】子どもたちのコミュニティを学ぶ環境の整備	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		将来のコミュニティ活動の担い手である子どもたちに対して、コミュニティについて学び、活動に興味を持ってもらう必要がある。	
推進内容	具体の行動	自分の地域を良く知り、地域への愛着を育むため、地域の自然や歴史などを知るための取組や、子ども版コミュニティ活動ハンドブックの作成等を行う。	
	年度別行動計画	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童・生徒が取材し作成した記事の各コミュニティの広報紙やコミュニティ情報紙「こみこみ」等への掲載 ◆清掃活動のような身近な環境美化活動などを通じた地域の自然環境への愛着の醸成
		令和5年度～令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニティマップを活用し、地域の自然や歴史を学ぶ教材として活用 <ul style="list-style-type: none"> ※ コミュニティマップの改訂（No.6）が令和4年度予定であるため、令和5年度の事業とする。 ◆コミュニティ活動ハンドブックやコミュニティ活動事例集などを活用し、小学生に分かりやすい内容に編集した「子ども版のコミュニティ活動ハンドブック」を作成し、コミュニティ教育の教材として活用 <ul style="list-style-type: none"> ※ コミュニティ活動ハンドブックの改訂（No.13）及びコミュニティ活動事例集の作成（No.14）が令和5年度予定であるため、令和6年度の事業とする。

推進事項 No.3		【重点】コミュニティで取り組んでいる活動の再点検	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		活動量が増え、活動分野が多岐にわたることで、活動量と担い手のバランスがうまく取れなくなっている。	
推進内容	具体の行動	<p>各コミュニティにおいて現在取り組んでいる活動の再点検作業を行い、全コミュニティ共通で行うべき活動（防災・防犯、福祉、環境など）と地域特性に応じて取り組む活動を明確にする。</p> <p>また、見直しに基づく活動が継続して行われるように、活動マニュアル等を作成し、役員等が円滑に循環できる環境整備を行う。</p>	
	年度別行動計画	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆再点検のための活動調査項目の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・回数、人数、所要時間、目的・必要性など ◆総会等資料、現地調査などによる活動状況の把握
		令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆調査結果の整理、活動の見直し内容 <ul style="list-style-type: none"> ・全コミュニティ共通で行うべき活動、地域特性に応じて取り組む活動の分類 ・活動の見直しや効率化について、会長会議等において協議・決定
		令和6年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆見直しに基づく活動の実施 ◆活動マニュアルの作成 ◆地域の特性をいかした交流の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性（自然環境等）をいかし、コミュニティ相互間の交流を創出するなど、活動の幅を広げる取組への支援



推進事項 No.4		【重点】コミュニティ憲章の策定	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		何のためにコミュニティ活動を行うのか、目指す方向性が見えにくくなっている。	
推進内容	具体の行動	コミュニティ活動を行う目的や目標を明確にするため、コミュニティ活動のよりどころとなるコミュニティ憲章を策定する。	
	年度別行動計画	令和4年度	<p>◆コミュニティ推進協議会内への検討委員会の設置 (委員会での検討事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市の策定状況 ・憲章の活用方法 ・コミュニティの定義、役割の明記 ・基本的なコンセプト、キーワード ・全てのコミュニティが同じ方向を目指す象徴・よりどころとなる内容、表現の工夫 ・策定したコミュニティ憲章の広報・啓発の方法 <p>◆会長会議での審議</p>
		令和5年度 ～ 令和8年度	◆コミュニティ憲章の発表、広報・啓発

推進事項 No.5		【重点】コミュニティプランの改訂	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		住民が今、何を求めているのかを的確に把握し、要望や課題解決の実現に向けた指針が必要である。	
推進内容	具体の行動	地域において住民のコミュニティ活動へのニーズを調査し、コミュニティごとに特色のあるプランに改訂する。	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆改訂への相談対応・支援、補助金の交付 ◆まちづくりコーディネーター（No.18）による支援 ◆各コミュニティによって実施年度は違うが手順は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査…地域課題、住民の要望事項 ・地域課題の把握…アンケートの裏付け調査、分析、解決案づくり ・将来のあるべき姿の創造（キャッチコピーの作成） ・プランの改訂、配布…住民説明 ・実践、実践結果の検証

推進事項 No.6		【重点】コミュニティマップの改訂	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課 教育委員会 郷土博物館	
課題		地域のことを良く知ってもらい、地域愛を育てていくことが大切である。	
推進内容	具体の行動	コミュニティごとに作成している地域の自然や歴史・シンボルをまとめたコミュニティマップを改訂する。	
	年度別行動計画	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆改訂への相談・支援、補助金の交付 ◆改訂の進め方（手順） <ul style="list-style-type: none"> ・調査…地域の名所、景勝地、シンボル、公共施設 ・編集…地図や解説のまとめ ・印刷、製本
		令和5年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆改訂したマップの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・各コミュニティの地域資源案内板の更新 ・日立の魅力再発見ウォークのコースへの反映 ・子どもたちの教材として活用 ◆全23コミュニティマップのセット販売

推進事項 No.7		【重点】脱炭素社会に向けた全世代型コミュニティ環境活動の充実	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		脱炭素社会の実現に向けた取組を通し、全世代参加による地域の活性化・まちの活力の向上を図ることが必要である。	
推進内容	具体の行動	環境をテーマに、まちをよくする活動の拡充や、環境保全の啓発事業等を行う。	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆清掃活動において、回収したごみの量や品目を一定のルールに基づいてポイント換算するなど、楽しみながら環境美化活動に参加するための工夫 ◆食材を使い切るレシピのコンテストなど、様々な世代が興味を持つイベント等の開催 ◆ごみの減量化や省エネルギーに関する講習会・研修会等の開催 ◆交流センターの太陽光発電設備を活用した再生可能エネルギーの啓発 ◆廃品を活用した作品の交流センターへの展示 ◆廃食用油回収、小型家電回収の継続 ◆地域の自然環境（川の上流と下流の地域、海に面している地域など）をいかしたコミュニティ間の交流の活発化 ◆ソーシャルデザインセンター（No.18）を介したコミュニティ間の取組事例の共有やイベントの共催



推進事項 No.8		【重点】コミュニティ活動アプリポイント制の導入	
担当部課		市長公室 デジタル推進課 生活環境部 コミュニティ推進課 教育委員会 生涯学習課	
課題		今までコミュニティ活動に参加したことがない世帯へのきっかけづくりが必要である。	
推進内容	具体の行動	コミュニティ活動に参加することにより、様々な特典と交換できるポイントが付与される制度を導入し、コミュニティ活動参加のきっかけを作る。	
	年度別行動計画	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ポイント付与の仕組みや還元率など、制度の具体的内容を検討 ◆ポイントの対象となる活動を選定 (例) ボランティア活動、ヘルスアップ活動、エコアクション、ラジオ体操活動など ◆特典の内容を検討 (例) 施設優待券、オリジナルグッズ、市特産品、自治会・町内会活動に対する支援など ◆アプリの媒体について、「ひたち大好きパスポート」への追加、「ひたちナビ」への追加、独自アプリの開発など、最も効果的な方法を決定 ◆システム構築
		令和5年度	◆ポイントの対象となる活動や特典を限定して試行
		令和6年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆試行の状況を踏まえて本格実施 ◆特典内容の拡充

推進事項 No.9		コミュニティ活動参加者のスキルアップ等支援	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課 市長公室 デジタル推進課 総務部 人事課	
課題		コミュニティ活動に参加する上で必要な知識を得る機会や事務処理の進め方などを習得する機会が少なく、活動に参加するハードルが高い。	
推進内容	具体の行動	専門性が高い活動に従事するために必要な講習会や研修、資格取得支援などを行い、活動する人材のスキルアップ等を支援する。	
	年度別行動計画	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆スキルアップ等の支援が必要な活動の洗い出し <ul style="list-style-type: none"> ・役職等に応じた知識・経験の必要性や関連性（事務局長と民生委員、防災部長と防災士など）についてヒアリング（令和4年度上期） ・自治会・町内会からの相談事に対応するための、よくある質問等の洗い出し ・ホームページやSNSを始めとする各種媒体を活用した情報発信の相談対応、技術支援 ◆市の新規事業についての定期的な講習会の実施（防災、防犯、福祉など）
		令和5年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆洗い出しを行った活動についてのマニュアル（冊子、動画）作成 ◆マニュアルを活用した役職等に応じて必要となる知識や経験を得るための研修会等の実施 ◆外部講師による会計処理に関する研修会など、実務的な講座の実施 ◆市職員を講師とする出前講座（接遇・文書作成、各課所の新事業等に関する講座など）の実施

推進事項 No.10		会計処理方法等の統一及び財政強化策の検討	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		<p>各コミュニティによって予算書等の様式が異なっており、事務処理が複雑になっているため、住民にとって分かりにくい会計処理になっている。</p> <p>また、新しい活動を展開しようとしても、予算が限られているため、活動の範囲が制約されてしまう。</p>	
推進内容	具体の行動	<p>予算書等の様式や会計処理方法を統一し、事務処理の効率化を図るとともに、住民にとって分かりやすい透明性の高い組織とする。また、様々な財源の確保策を検討し、新たな活動を展開できるように財政基盤の強化を図る。</p>	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆統一する調査項目の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・会計基準、処理方法、各種様式など ◆会計処理の状況把握（現地調査、ヒアリング） ◆全学区（地区）統一の会計処理方法マニュアルの作成及び予算書・決算書等の様式の統一 ◆地域特性に応じて取り組むコミュニティ活動に対する財政強化手法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・寄付、クラウドファンディング、各種補助制度の利用など ◆選定した財政強化手法に適したコミュニティ活動の選定及び当該手法による財源獲得の具体的作業（申請方法、資金募集方法など）の実施
		令和6年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆マニュアルに基づく会計処理の実施 ◆財源の獲得とそれを原資とする活動の実施

推進事項 No.11		地域とともにある学校づくりの推進（コミュニティスクールの推進）	
担当部課		教育委員会 指導課、生涯学習課、学校再編課	
課題		コミュニティと学校が地域の課題を共有し、解決策を協議しながら取組を進めていく必要がある。	
推進内容	具体の行動	学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動を一体的に推進し、学校と地域が共に発展可能な学校の新たな「かたち」づくりを進める。	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進し、幅広い地域住民の参画により、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支える活動を実施 ◆学校と地域の円滑な橋渡し役を担う「コーディネーター（地域学校協働活動推進員）」の設置 ◆清掃活動など、身近な環境美化活動などを通じた地域の自然環境への愛着の醸成



推進事項 No.12		NPO・ボランティア団体等との連携の強化	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		地域内外にあるNPO法人・ボランティア団体などについて、連携・協力する体制を強化する必要がある。	
推進内容	具体の行動	<p>コミュニティで対応できない専門的分野について、地域内の各種団体や地域内外のNPO法人・ボランティア団体等との連携・協力する体制を強化し、担い手不足の解消を図る。</p> <p>また、地域内にある事業所に対して、社会貢献活動の一環としての協力体制構築を依頼する。</p>	
	年度別行動計画	令和4年度	<p>◆コミュニティ活動に協力可能な団体の調査</p> <p><調査対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体、NPO法人、ボランティア団体（学校の部活動・サークル活動を含む。）、事業所 <p><調査内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力可能分野 ・人数 ・頻度 など
		令和5年度 ～ 令和8年度	<p>◆調査結果に基づく活動協力の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識を活かした講習会、研修会の実施 ・環境美化活動や文化祭等の実施など、専門的知識を必要としない事業への協力 <p>◆活動協力継続への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な情報交換の場の提供 ・コミュニティにおける各種団体としての登録・位置付けの明確化 ・年間行事予定等作成への参画 ・総会等への参加 ・コミュニティ役員等としての参画

推進事項 No.13		コミュニティ活動等に関する広報の充実	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課 市長公室 シティプロモーション推進課、デジタル推進課	
課題		市民等アンケートでは、コミュニティ活動に参加しなかった理由として、「活動の内容や参加方法が分からない」、「特に理由はない」という回答が多いことから、今後コミュニティ活動への参加のきっかけを確保するために、積極的に情報発信をしていく必要がある。	
推進内容	具体の行動	コミュニティ活動の必要性などについて、様々な媒体を活用して積極的にPRするとともに、交流センターが市民にとって気軽に立ち寄れる身近な施設となるよう情報発信する。また、各コミュニティが活動を進めるには、各地域の魅力や取組の情報提供が必要不可欠なことから、情報発信の方法等について相談に応じ、必要な支援を行う。	
	年度別行動計画	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニティ活動ハンドブックの改訂 (編集委員会を設置し、掲載内容を検討) ◆交流センターのパンフレットの作成 (役割や利用方法、フロアマップ等を掲載) ◆市及びコミュニティ推進協議会ホームページの掲載情報の拡充(計画中継続的に取り組む) <ul style="list-style-type: none"> ・自治会・町内会が利活用可能な補助制度等の情報 ・イベント参加者募集情報 ◆ひたちナビを活用した情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ポップアップ機能を活用したイベント等の周知
		令和5年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニティ活動ハンドブックの配布 ◆交流センターパンフレットの配布 ◆SNSなどの各種媒体を活用した情報発信の相談対応、技術支援

推進事項 No.14		コミュニティ活動事例集の作成	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		<p>市民等アンケートでは、コミュニティが行う活動のうち、福祉や防犯活動は大切であると感じている一方、自身が参加する機会がない、地域の情報が十分に共有されていないことが指摘されており、加えて、閉鎖的で入りづらいとの意見が多い。</p>	
推進内容	具体の行動	<p>日立市のコミュニティが具体的にどのような活動をしているか周知し、興味のある活動などに参加しやすい環境を整備することで、コミュニティ活動に参加してもらうためのきっかけを作るため、コミュニティ活動事例集を作成する。</p>	
	年度別行動計画	令和4年度	<p>◆コミュニティ推進協議会内への編集委員会の設置 <掲載内容の例> ～分野別コミュニティ活動及びそのメリットの紹介～ 環境美化活動、自主防災活動、見守り・声掛け活動などの共通分野のほか、地域独自の再発見ウォーク、お祭り、運動会、文化祭や発表会など ～実際に参加している人の生の声の紹介及びコミュニティ活動に参加している人の「ある一日」の紹介～ 事業の立ち上げに参画した人へのインタビュー イベントに参加した人の感想</p>
		令和5年度～令和8年度	<p>◆活動事例集の製本・印刷 ◆周知及び配架 ・転入者への配布 ・新規団地開発事業者等との連携による当該団地等への転居者への配布 ・中学校、高等学校、大学の図書館への配架 ・市有施設への配架や自治会・町内会等への配布、市ホームページでの掲載など ◆コミュニティ活動事例集の改訂</p>

推進事項 No.15		【重点】地域のつながり向上の取組	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		自治会・町内会は必要だという意見が多い一方で「役員になること」や「会費の徴収」などが、自治会・町内会の継続を困難にしているとの意見があるほか、加入していない理由には「きっかけがない」、「加入していなくても困らない」、「加入するメリットがない」といった意見が多い。	
推進内容	具体の行動	自治会・町内会を始め、ごみ集積所の管理や市報配布、マンションの管理組合など、何らかの形で隣近所とのつながりを持っている地域の実態の把握を行うとともに、活動の簡素化・効率化について、コミュニティを通じた支援策を検討し、隣近所のつながりを維持する。	
	年度別行動計画	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆加入状況調査委託の実施（組織数、組織率、加入者数、加入率、区域図の作成など） ◆委託調査後の自治会・町内会等各組織に関する各種届出（新設・廃止、加入・脱退等）の把握方法の検討 ◆茨城県宅地建物取引業協会との協定締結 <ul style="list-style-type: none"> ・住居購入者等へのつながり促進リーフレットの配布 ◆転入者へのリーフレットの配布
		令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆自治会・町内会等各組織に関する各種届出受付の実施 ◆調査結果に基づく負担軽減策の選定、貸出品目等の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、公用車、刈払機・草刈鎌などの貸出し ・ボランティアの活用による総会資料作成の支援 ・アプリポイントでの交流センターコピー機使用の無償化 ・各種募金等の集金方法（負担軽減策）の検討 など
		令和6年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続的な加入状況調査の実施（経年変化の把握・要因分析） ◆コミュニティ用つながり促進マニュアル作成 ◆市及びコミュニティ推進協議会ホームページを活用した情報提供内容の充実（自治会・町内会等各組織において活用できる補助制度の紹介など） ◆活動事例集の自治会・町内会等各組織への配布

推進事項 No.16		【重点】 コミュニティが行う地域福祉活動の推進	
担当部課		保健福祉部 社会福祉課	
課題		誰もが健やかに安心して暮らせるまちの実現のためには、地域住民の主体的な参画による支え合いの活動が重要である。	
推進内容	具体の行動	各コミュニティにおいて、日立市社会福祉協議会との連携により、地域住民が主体となって行う地域福祉活動を推進する。	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆要支援者を支える個別支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・あんしん・安全ネットワーク事業（要支援者に対する見守り活動） ◆小地域福祉活動を推進するための組織体制の強化・人材確保 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業（要支援者への生活支援サービスの提供と体制づくり） ・地域福祉推進事業（地域の福祉力の向上） ◆地域住民の絆による保健福祉事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい健康クラブ事業 ・ふれあいサロン事業 ・子ども食堂事業 ・おもちゃライブラリー運営事業 ◆安心して暮らせる仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の充実



推進事項 No.17		【重点】個別避難計画による避難行動要支援者支援の強化	
担当部課		保健福祉部 社会福祉課 総務部 防災対策課	
課題		大規模な災害時には地域全体で見守る仕組みが有効であり、そのためには、平常時からの意識付けを行う必要がある。	
推進内容	具体の行動	災害時又は災害の発生のおそれのあるときに、地域において、自ら避難することが困難な高齢者等が円滑かつ迅速に避難できるよう、避難行動要支援者一人一人の個別避難計画を作成し、支援体制を整備する。	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難行動要支援者全員を安全に避難させるための個別避難計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係機関、各コミュニティへの協力依頼 ・要支援者及び家族等と協議し、災害発生時における避難支援実施者、避難経路等の決定 ・福祉避難所の公表及び開設
		令和6年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆作成した個別避難計画によって要支援者を安全に避難できるか、避難訓練等を実施し、実行性を検証 ◆避難の際の声掛けや安否確認など、各コミュニティにおける自主防災組織を中心とした、地域における避難支援体制の構築 ◆避難行動要支援者全員を安全に避難させるための個別避難計画の見直し・更新

推進事項 No.18		【重点】(仮称)まちづくりコーディネーターの配置とソーシャルデザインセンター設置の検討	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		コミュニティ内の意見の集約や地域活動全体を俯瞰的に捉えて調整や支援をするなど、活動のコーディネートやサポートをする立場の人がいない。	
推進内容	具体の行動	コミュニティ活動を行う上で、広い視野で活動の全体を把握し、課題解決に向けた助言・調整を行う(仮称)まちづくりコーディネーターを配置するとともに、コミュニティプランの実現に向けた地域課題の解決を支援するソーシャルデザインセンターの設置を検討する。	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆各コミュニティが支援等を必要とする活動内容調査 ◆コーディネーター(社会教育士等の有資格者)に求められる役割の整理 (例) 調査・研究 情報収集・発信 相談対応、活動支援 交流ネットワークの構築 人材育成 など ◆身分、活動基準等の明確化 ◆社会教育主事、社会教育士等の資格取得支援 ◆ソーシャルデザインセンターの検討 ◆試行的な配置の人数、モデル地区等を決定
		令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆モデル地域において試行的に配置 <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の調整・解決 ・コミュニティプランの改訂(コミュニティによって実施年度が異なる)の支援
		令和7年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆全地域での実施 ◆特定地域における活動の全地域へのフィードバック

推進事項 No.19		市職員の積極的な地域活動への参画	
担当部課		総務部 人事課 生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		市職員のコミュニティ活動に対する理解を深めるなど意識改革を行い、地域課題を自分たちの危機感として捉え、積極的に地域の活動に関わる必要がある。	
推進内容	具体の行動	コミュニティ活動への理解を深める契機とするため、活動現場を体験する研修や活動内容を知る研修等を実施するほか、市役所ボランティア部を設立し、継続的なコミュニティとの協働体制を確立する。	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆新任職員・入所2年目職員を対象とした研修の実施 ◆監督職員(係長2年目)を対象とした研修の実施 ◆研修未実施階層職員への研修方法等の検討・実施 ◆改訂版コミュニティ活動ハンドブックを市職員向けの内容に編集して製本(ポケット版) <ul style="list-style-type: none"> ※ コミュニティ活動ハンドブックの改訂(No.13)が令和4年度予定であるため、令和5年度の事業とする。 ◆市職員向けコミュニティ活動ハンドブックの職員への配布及び説明会の実施 ◆新任職員への配布及び説明会の実施 ◆ボランティア意識の醸成によるクラブ活動の推奨

推進事項 No.20		ボランティア募集アプリの構築	
担当部課		市長公室 デジタル推進課 生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		コミュニティ活動の担い手を確保するため、いつ、どのようなことをしてほしいという要望と、このようなことなら協力できるという情報をマッチングさせる仕組みが必要である。	
推進内容	具体の行動	各コミュニティのボランティアの募集において、市職員や地域住民の参加希望者をマッチングさせるためのアプリを構築することにより、ボランティア参加機会の拡充及び募集事務の効率化を図る。	
	年度別行動計画	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆アプリの機能等について検討 <ul style="list-style-type: none"> ・登録フォーマット（コミュニティ、ボランティア） ・ボランティア実施連絡の方法 ・ひたちナビの活用又は新たなボランティアマッチングシステムの導入 ◆コミュニティがボランティアを必要とする活動の把握
		令和5年度	◆アプリ構築
		令和6年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域住民へ対象範囲を拡大 ◆日立市社会福祉協議会との連携による、市内ボランティアマッチングの促進 ◆高校生等へのボランティア証明書発行

推進事項 No.21		市報の新たな配布方式の定着	
担当部課		市長公室 広報戦略課	
課題		市報は、市民に市の情報を伝える重要な媒体であるため、新たな配布方式の導入により、市報の全戸配布に向けたコミュニティの取組を促進する必要がある。	
推進内容	具体の行動	自治会、町内会への加入・未加入に関わらず、全戸に市報を配布する体制を整備することにより、広く市政情報等を届けることとし、全戸配布が困難な場合は、事業者ポスティング方式への移行を提案する。	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和8年度	<p>◆コミュニティがそれぞれの地域の実情等を踏まえ、3つの新たな配布方式の中から1つを選択して実施</p> <p>①単会ポスティング方式…コミュニティが配布推進員を新たに募集して配布する方式</p> <p>②町内会併用ポスティング方式…現行の町内会での配布をいかしながら、コミュニティが、現在、未配布となっている世帯に配布する配布推進員を新たに募集するなどして配布する方式</p> <p>③事業者ポスティング方式…市が、直接、事業者に配布業務を委託する方式</p> <p>◆引き続き、コミュニティの負担軽減を図りながら市報の全戸配布を進めるとともに、これまで同時配布していたコミュニティからのお知らせ等も同様に全戸配布するための方法を検討</p>

推進事項 No.22		ごみ等収集システムの見直し	
担当部課		生活環境部 リサイクル推進課、清掃センター	
課題		平成 27 年度に再生資源集積所の立ち当番を廃止し、用具類の出し入れのみに見直して負担軽減を図ってきたが、資源循環の観点から、新たにプラスチック全般を資源として収集する必要性が生じたほか、町内会等から脱退した市民が集積所を利用できない状況が見受けられる。	
推進内容	具体の行動	プラスチックごみを含めた集積所からのごみ等収集の在り方、収集方法等に関するシステムの見直しを行う。	
	年度別行動計画	令和 4 年度 ～ 令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆日立市コミュニティ推進協議会代表者と市関係課所による合同検討会を設置（令和 4 年度上期） ◆問題点の洗い出しと改善方法等に関する意見交換、報告書まとめ ◆報告書を基本とした「ごみ等収集システム」の全体的な見直し
		令和 7 年度	◆限定した地域において試行・検証
		令和 8 年度	◆全コミュニティにおいて実施

推進事項 No.23		防犯灯の市への移管及び新たな管理体制づくり	
担当部課		総務部 交通防犯課	
課題		L E D化された防犯灯について、自治会・町内会から市への移管を円滑に行うとともに、移管後の管理体制を構築しなければならない。	
推進内容	具体の行動	<p>引き続き町内会等が所有するL E D防犯灯を市に移管し、市が管理して電気料を負担することにより町内会等の負担軽減を図る。</p> <p>また、移管後、町内会等やコミュニティには、防犯灯の日常の見守りや設置要望の取りまとめに協力してもらうなど、市と地域との協働による新たな管理体制を構築する。</p>	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和8年度	<p>◆町内会等が所有するL E D防犯灯の市への円滑な移管</p> <p>◆移管後の地域と市との協働による防犯灯の管理体制づくり</p> <p>・町内会・自治会及びコミュニティは、L E D防犯灯が故障した際の市への連絡、照明を遮る樹木の剪定、新規防犯灯設置要望の取りまとめを行う。</p>

推進事項 No.24		不法投棄防止策の推進	
担当部課		生活環境部 清掃センター	
課題		生活環境を守り、住みよいまちをつくる取組を継続する必要がある。	
推進内容	具体の行動	不法投棄監視員については、引き続き各学区のコミュニティ組織に推薦を依頼することにより、地域の事情を承知している監視員によるきめ細かな活動を行い、地域における自然環境の保全を含めた環境美化意識の醸成と活動の活性化を図る。	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和8年度	<p>◆地域環境美化を推進するための、不法投棄監視員制度の運用の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各コミュニティに不法投棄監視員(計120人)を設置し、ごみ集積所への不適正排出、山林や原野等へのごみの不法投棄の監視を行うことにより、不法投棄を未然に防止するとともに、早期に発見し、適切に対応することで生活環境の保全を図る。

推進事項 No.25		地域公共交通の充実	
担当部課		都市建設部 都市政策課	
課題		高齢化等により移動が困難な方に対して、コミュニティ活動等への参加手段が十分には確保されていない。	
推進内容	具体の行動	交通弱者に対し、コミュニティ活動拠点等への移動手段を確保することにより、活動の活性化を図る。	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和8年度	<p>◆公共交通パートナーシップ事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域住民」「交通事業者」「行政」が連携を図り、地域は利用促進、交通事業者は地域の要望に応じた運行、行政はコーディネート及び財政支援など各々の役割分担のもと、目標を設定し、協定を締結して公共交通の利用促進を図る。

推進事項 No.26		街区公園等の維持管理の推進	
担当部課		都市建設部 都市整備課	
課題		生活環境を守り、地域のつながりを通じた住みよいまちをつくる取組を継続する必要がある。	
推進内容	具体の行動	公園を守る会及び公園里親による活動を通じた、地域の親睦やイベントの実施による地域のつながりを醸成するとともに、自然環境の保全を含めた環境美化活動の推進を図る。	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆市の公園を「里子」に、地域のボランティア団体を「里親」にたどえて、市と地域のコミュニティが力を合わせて、公園を楽しく、美しく守り育てる活動の推進 ◆地域住民で組織する団体で身近な公園や街路を快適に利用するための、草刈り・清掃を中心とした活動の推進 ◆刈払機の貸出しなどによる負担の軽減

推進事項 No.27		有償ボランティアの検討	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		昔ながらのボランティア精神に頼るだけでは、活動の担い手の確保は難しくなっている。	
推進内容	具体の行動	ボランティア活動におけるモチベーションを維持するため、公益性、拘束性、地域貢献度などに応じて、有償化することを含めた仕組みについて検討する。	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆有償ボランティアに関するコミュニティの意向調査 ◆先進事例や他の取組事例の調査・研究 ◆有償ボランティアで対応が可能な活動の洗い出し ◆有償化することのメリット・デメリットの整理 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動の理念、コミュニティ組織発足の経緯 ・有償化に対する、公益性、専門性、時間の拘束度合い、活動への貢献度など ・無償のままの、モチベーションの維持、活動参加者の不足など ◆各コミュニティとの意見交換、活動内容の選定 ◆有償ボランティアの財源確保策の検討 ◆有償化する活動の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・有償とする活動内容の範囲や謝礼の金額の決定 ・有償とするボランティア活動基準の作成、公表
		令和6年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆検討内容に基づく活動の実施 ◆ボランティア活動基準の見直し

推進事項 No.28		自主防災組織活動の活性化	
担当部課		総務部 防災対策課 生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		災害時に有効な地域全体で見守る仕組みが必要である。	
推進内容	具体の行動	<p>災害時の「共助」の体制を確立するため、自主防災組織活動の活性化を図る。</p> <p>また、学生やボランティア、民間企業の社員など、若い世代が活動に参加する仕組みづくりを併せて検討する。</p>	
	年度別行動計画	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域ごとに危険箇所が一目で把握できる総合ハザードマップの作成 ◆自主防災活動に必要な資機材の充実（計画中継続的に取り組む。） ◆交流センターにおける太陽光発電設備の更新・拡充
		令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時の初期対応体制や避難行動要支援者に対する避難支援体制を確立
		令和6年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人防災行動計画（マイタイムライン）の作成支援 ◆総合ハザードマップ及び個人防災行動計画を活用した防災訓練のプラン提供



推進事項 No.29		【重点】 フリースペースや学習室の設置	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		若者や子育て世代が気軽に集まれる場所が必要である。	
推進内容	具体の行動	交流センター内に予約なしでも使えるフリースペースや学習室を設置し、誰でも気軽に立ち寄れる親しみやすい施設にすることで、顔が見える関係づくりのきっかけとする。	
	年度別行動計画	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆各交流センターにおける設置スペースの調査・検討 ◆すでに夏休みなどの長期休暇に学習室として開放している交流センターについては、改修工事等が終了するまで現在の取組を継続 ◆改修工事等が不要ですぐに設置が可能である交流センターについて、モデル事業として先行して設置
		令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆改修工事等が必要な交流センターについて、改修計画を作成 ◆和室よりフローリングの部屋が好まれる傾向があるため、和室のフローリング化を併せて検討 ◆スマートフォンの無料充電設備設置の検討 ◆フリースペースへのマルチコピー機配備による、マイナンバーカードを利用した証明書等発行の検討 ◆アプリポイント利用可能なコピー機設置の検討 ◆改修に併せたコミュニティカフェの開設等、各コミュニティへの新たな事業展開の拡充を検討
		令和6年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆計画に基づく改修の実施 ◆フリースペースへのコミュニティの広報紙やイベント情報などの配架・掲示による、コミュニティ活動に関心を持ってもらうきっかけづくりの実施

推進事項 No.30		【重点】ICTを活用した高齢者のつながりの創出	
担当部課		保健福祉部 高齢福祉課 生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域との関係性の構築が大切である。	
推進内容	具体の行動	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長い期間を過ごせる仕組みづくりとして、タブレット端末等を利用することにより、メールやeスポーツ等による人との交流やこれまで以上の情報の収集や発信が可能となることで、「新たなつながり」の創出を図る。	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続的に取り組む事業であるため、ニーズに合った事業となるよう見直しを図りながら継続する。 ◆タブレット教室に係る手順は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・講師であるNPO法人の担当者への依頼 ・講師と日程及び実施内容の調整 ・各交流センターと日程・会場調整 ・市報及び市ホームページにて65歳以上でタブレット端末に初めて触れる程度の高齢者を募集 ・タブレット端末の電源の入れ方や消し方等、基本的な操作方法及び検索方法、市ホームページの閲覧等の操作方法の習得 ・参加者の習熟度等に応じた教室の内容を検討し、参加者一人一人に寄り添った教室を推進 ・原則、代表の講師一人に対し、支援担当者二人体制の教室を開くことで、参加者全員が同一の内容を習得 ・教室終了後、参加者に簡易なアンケートを実施 ◆オンラインによる高齢者eスポーツ大会の開催

推進事項 No.31		【重点】デジタル化の推進	
担当部課		市長公室 デジタル推進課 生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		若者たちが足を運びやすい交流センターの環境の整備が必要である。	
推進内容	具体の行動	<p>交流センターにおけるWi-Fi環境の整備完了に伴い、若者が気軽に足を運びやすい環境を整えるとともに、デジタル化によるコミュニティ活動の効率化が図れるよう環境を整備する。</p> <p>また、活動メンバーの拡充を図るため、ZoomやグループLINEを活用した会議の開催を支援する。</p>	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆Wi-Fi環境を活用し、地域住民、他コミュニティ、市等とオンライン会議を実施できるようにするための、貸出用デジタル機器等を整備 <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末、パソコン、マイク、スクリーンなど ◆Zoomの利用方法の講習会を開催するなど、デジタル環境の活用方法に関する学習会の実施 ◆地元の人材を学習会の講師とすることによる地域のつながりの創出（交流センター間でのデジタル機器の操作講習会の開催など） ◆コミュニティ活動に参加するためのきっかけづくりとして、デジタル環境整備の取組をコミュニティの広報紙に掲載 ◆コミュニティ総会等のZoomや動画配信による公開



推進事項 No.32		大学生との関係づくり支援	
担当部課		市長公室 政策企画課 生活環境部 コミュニティ推進課	
課題		これまで活動にあまり参加していない、若者や子育て世代など若い人の意見を取り入れる機会が少ない。	
推進内容	具体の行動	市と茨城キリスト教大学との連携事業として、学生が地域課題等の調査研究を行う「学生プロジェクト」を毎年度実施している。これを活用し、学生が交流センターに足を運ぶきっかけづくり、学生とコミュニティとの顔が見える関係づくりを支援する。	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和8年度	<p>◆学生プロジェクトに対して、市からコミュニティ活動の課題等に関する研究テーマを提案し、その解決に向けた学生の調査・研究活動をサポートする。</p> <p>◆手順は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内から研究テーマの募集 ・応募のあった研究テーマの検討 ・学生に市から研究テーマを提案 ・設定したテーマの調査・研究 (毎月1回程度、報告会を実施) ・成果報告書を作成 ・成果発表 ・実績報告書等の提出 <p>◆学生プロジェクトで報告されたコミュニティ活動に関する課題解決策を、学生とともに実践</p>

推進事項 No.33		コミュニティへの若者参画促進	
担当部課		生活環境部 女性若者支援課	
課題		若者が地域とのつながりを持つための、コミュニティへの参画機会が少ない。	
推進内容	具体の行動	若者の視点を行政に取り入れることで新たな発想を生み出すため、ひたち若者かがやき会議や若者が主体となる団体のメンバー等がコミュニティに参画できる仕組みづくりを行う。	
	年度別行動計画	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニティの歴史や仕組みの把握 ◆コミュニティ活動との連携方法の整理
		令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニティ活動への理解を深めるための、コミュニティ活動の目的や内容を学ぶ講座やフィールドワーク、まち歩き等の実施 ◆コミュニティと若者かがやき会議が連携した事業の実施
		令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆若者人材バンクを活用した、コミュニティ活動に参画する若者人材の発掘・把握 ◆まちづくりや地域課題解決等に若者の視点を反映させるための仕組みづくり
		令和7年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆若者の視点を反映させた地域課題等の解決



推進事項 No.34		子育て世代の相談機会の充実	
担当部課		保健福祉部 子育て支援課	
課題		子育て世代が気軽に集まれる場が必要である。	
推進内容	具体の行動	子育て中の親子を対象に、地域の交流センターを開催場所とした事業の際に、子どもセンターの子育て支援サポーターや子育て広場コーディネーターが相談に当たることで、身近な場所で気軽に子育ての悩みや心配を相談できる機会を設ける。	
	年度別行動計画	令和4年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもセンターで実施している親育ち・子育て広場事業を継続し、子育てに関する講演会や親同士が交流できる機会を創出 ◆交流センターを開催場所とした事業や「おもちゃライブラリー」（日立市社会福祉協議会事業）の機会を活用した、子どもセンターの子育て支援サポーター等による相談の実施

推進事項 No.35		交流センター施設予約方法の変更	
担当部課		生活環境部 コミュニティ推進課 市長公室 デジタル推進課	
課題		交流センターは利用しづらい印象がある。	
推進内容	具体の行動	交流センターの利用方法について、施設予約のためのシステムの導入を検討することに合わせ、住民からの意見を取り入れながら「利用のきまり」を地域ごとにばらつきがないように点検し、住民にとって利用しやすい施設とする。	
	年度別行動計画	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆茨城県の「公共施設予約システム」の利用や新たな市独自システムの構築など基幹システムの検討 ◆インターネット環境を利用したシステム機能の検討 (例) 入力操作方法、予約状況の公開機能 ◆システム未利用者への代替入力等の対応 ◆システム設計、構築
		令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設を限定しての試行 ◆予約システムの導入に合わせた、より市民が利用しやすい交流センターの「利用のきまり」の点検
		令和6年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆予約システムの使用方法の検証、修正 ◆全施設での実施 ◆システム稼働に合わせた新たな施設の利用方法の導入

交流センターを中心とした全世代の居場所づくりのイメージ

気軽に立ち寄り、
予約なしで自由に
使うことができる



フリースペース

生徒や学生が、放課
後や休日に勉強す
ることができる



学習室

災害に備え、地域
のつながりを大切
にする



防災訓練

子どもからお年寄
りまでみんながイ
ベントに参加する



環境活動



地域の活動拠点

オンラインによる
会議や講演会など
に参加できる



ICTの活用

お茶やコーヒーを
飲みながら、井戸端
会議ができる



カフェ

第3章 参考資料

1 第2次「日立市コミュニティ活動の在り方検討委員会提言書（抜粋）」

基本方針

「コミュニティ活動を中心とした支え合いのまち ひたち」
～共助の再構築により10年先、20年先も持続可能なコミュニティを目指す～

キーワードは “ つながる ”

提言Ⅰ 新たな時代にふさわしいコミュニティ組織

◆市民に頼りにされるコミュニティ組織へ

1 新たな組織づくり

- ① 新しいコミュニティ組織の定義と役割を明確にする。
- ② 交流センターがコミュニティ活動の拠点であることをPRする。
- ③ 人材の発掘と育成を行うことで、性別や年代に偏りがないように活動メンバーの拡大を図り、継続して活動できる仕組みをつくる。
- ④ 学校再編や現小学校区の人口推移を踏まえた連携などを図る。

2 自治会・町内会との支え合い

- ① 負担感が少ないゆるやかなネットワークづくりと必要な支援を行う。
- ② 市とともに地縁によるつながりの大切さを啓発していく。
- ③ 自治会・町内会から地域に対する意見や要望を吸い上げ、情報の共有化を図り、連携・協力しながらニーズに合った取組を行う。
- ④ コミュニティが自治会・町内会活動を維持するための支援を行う。

3 各種団体との協力体制の構築

- ① 学校と連携し、コミュニティについて学ぶ環境を整える。
- ② 地域内の各種団体や地域内外のNPO・ボランティア団体などとの連携・協力体制の構築を図る。

4 市との協働体制の強化

- ① 市とともに行動計画を策定する。
- ② 協働推進の在り方について、次期総合計画に位置付ける。
- ③ コミュニティ活動全体を調整する、(仮称)まちづくりコーディネーターを配置する。
- ④ 市職員のコミュニティ活動への意識を高める。

提言Ⅱ 市民が求めるコミュニティ活動

◆誰もが活躍できるコミュニティ活動へ

1 活動分野の選択

- ① 市民の関心がある防災・防犯、福祉などの活動は、23学区（地区）の共通活動分野として明確にする。
- ② それぞれの地域の課題や実情に応じて、活動を選択できるようにする。
- ③ 市民に理解される活動にするため、積極的に情報を発信する。

2 目指す活動の明確化

- ① 学区（地区）ごとのコミュニティプランを改訂する。
- ② コミュニティ活動を行う上でのよりどころとなるコミュニティ憲章を策定する。

3 活動に対する優遇措置

- ① 防災や福祉など、専門性が高い活動については有償化も含めた仕組みをつくる。
- ② ボランティア活動と業務の範囲を明確にする。

提言Ⅲ 市民意識の醸成

◆向こう三軒両隣の復活へ

1 新たな活動機会の創出

- ① コミュニティ活動事例集を作成する。
- ② SNSを有効に活用するなど、積極的な情報発信を行う。
- ③ 地域活動アプリポイント制を導入する。

2 若者や子育て世代との共創

- ① 交流センターに若者たちが憩えるオープンスペースなどを設置し、顔が見える関係づくりのきっかけとする。
- ② インターネットを活用した施設予約システムを導入する。
- ③ Wi-Fi環境の整備を進める。

3 顔が見える関係づくり

- ① 交流センターの利用方法を統一するなど、利用しやすい環境を整える。
- ② 未加入世帯に対し、地域とのつながりの重要性を啓発する。
- ③ 「災害に備える活動」をきっかけとした住民総参加を目指す。

2 策定経過

日 程	実施内容	検討内容
令和2年 2月3日	コミュニティ活動の在り方関係課所長 会議設置要綱の制定	
令和3年 3月26日	第2次コミュニティ活動の在り方検討 委員会提言書が提出される	
5月21日	令和3年度コミュニティ推進協議会総 会において、臨時役員会を本行動計画 の検討体制とすることを決定	
4月27日	第4回コミュニティ活動の在り方関係 課所長会議	今後の進め方
6月2日	コミュニティ推進協議会臨時役員会	今後の進め方について意見交 換
6月23日	第1回関係課所長・役員会合同会議	計画骨子案について意見交換
7月12日	第5回コミュニティ活動の在り方関係 課所長会議	計画素案について意見交換
8月17日 ～ 8月23日	関係課所長への意見聴取（書面）	計画素案について書面による 意見聴取
9月10日	環境建設委員会	計画素案について報告
9月14日 ～ 10月11日	コミュニティ推進協議会会長会議 （持ち回り）	計画素案について意見聴取
10月12日	第6回コミュニティ活動の在り方関係 課所長会議	計画案について意見交換
12月10日	環境建設委員会	計画案について意見交換
12月24日	計画策定	

3 日立市コミュニティ推進協議会役員名簿

(令和3年度)

役 職	氏 名	所 属
会長	泉 聡二	金沢学区コミュニティ推進会
副会長	秋山 竹彦	助川学区コミュニティ推進会
副会長	鈴木 東男	河原子学区コミュニティ推進会
幹事	岩間 廣道	宮田学区コミュニティ推進会
幹事	西 英信	成沢学区コミュニティ推進会
幹事	神谷 九二男	大沼学区コミュニティ推進会
幹事	森山 和雄	水木学区コミュニティ推進会

4 関係課所長会議設置要綱

(設置)

第1条 コミュニティ活動の在り方検討委員会からの提言を踏まえた行動計画の策定及び推進に当たり、具体的な施策等に関する検討及び部課所間の調整を行うため、日立市コミュニティ活動の在り方関係課所長会議（以下「関係課所長会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 関係課所長会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) コミュニティ活動の在り方検討委員会からの提言を踏まえた行動計画等の策定についての具体的な施策等の調査及び検討に関すること。
- (2) コミュニティとの連携・協働に関する施策の推進及び検証並びに評価に関すること。
- (3) 前2号の推進に関し議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 関係課所長会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 関係課所長会議の下部組織として、ワーキングチームを設ける。ワーキングチームメンバーは、当該課所の職員をもって充てる。

(議長)

第4条 関係課所長会議の議長は、生活環境部長をもって充てる。

2 議長は、関係課所長会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 議長が必要と認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見の聴取を求めることができる。

(庶務)

第6条 関係課所長会議の庶務は、生活環境部コミュニティ推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか関係課所長会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月3日から適用する。

5 関係課所長会議名簿

(令和3年度)

所 属	役 職	氏 名
市長公室	広報戦略課長	寺山 一男
総務部	人事課長	庄司 和江
	防災対策課長	東谷 保
	交通防犯課長	川崎 浩行
生活環境部	生活環境部長	橋本 仁一
	生活環境部次長	七井 則之
	リサイクル推進課長	鈴木 勝也
	清掃センター所長	大畠 俊彦
保健福祉部	社会福祉課長	永井 修一
	高齢福祉課長	藤田 美智代
都市建設部	都市政策課長	佐藤 祐一
	都市整備課長	松芳 信幸
教育委員会	学校再編課長	信太 誠
	生涯学習課長	作山 直弘
	指導課長	森山 秀一

事務局 生活環境部コミュニティ推進課

日立市コミュニティ活動推進行動計画
令和4年1月発行

発行	日立市 日立市コミュニティ推進協議会
編集	日立市生活環境部コミュニティ推進課 茨城県日立市助川町1丁目1番1号
電話	0294-22-3111
IP電話	050-5528-5061
Eメール	shikatsu@city.hitachi.lg.jp

